

永平寺元貫首の故宮崎奕保さんを名誉市民に

第225回加西市議会臨時会が4月23日に開催され、加西市下芥田町出身の故宮崎奕保さんに名誉市民の称号を贈ることが同意されました。

宮崎さんは、曹洞宗大本山永平寺貫首、曹洞宗管長を務め、曹洞宗のみならず、日本の仏教界、宗教界の指導者としても多大な業績を残されたほか、人権・文化の面でも尽力されました。

5月8日には、中川市長から宮崎さんのご親族に名誉市民の称号をお贈りしました。



宮崎奕保さん

■宮崎奕保さんの功績

史上最高齢の住職として100歳を過ぎてもなお、若い僧と一緒に毎朝座禅修行をするなど、その姿は見る者に峻烈な印象を与え、一宗派の貫首にとどまることなく、世界的宗教家として生涯現役で活躍されました。

日本の宗教指導者としては最長老格でありながら、常に謙虚でにこやかな姿勢を崩さず、後進の僧たちに良き手本を示し続け、曹洞宗のみならず、日本の仏教界、宗教界の指導者としても多大の貢献をされ、また世界宗教家連盟の副会長をされるなど、世界的にも活躍されました。

その活動の場は宗教界にとまらず、「部落解放基本法」制定要求国民運動中央実行委員会（2002年に部落解放・人権政策確立要求中央実行委員会に改称）の会長やNGO日本国際福祉協会の名誉顧問も長年務められ、人権問題や海外の恵まれない地域への物心両面にわたる援助にも積極的に取り組まれました。

師は、「学ぶということばは、真似るから来ている。一日真似をしたら、一日の真似で終わる。二日真似をしたら、二日の真似で終わってしまう。それを一生続けてはじめて真似が本物になる」と、自分が今日あるのは、朝起きてから寝るまで、道元禅師の教えを真似し続けただけであると、謙虚に語られていました。

また、最近の世間の情勢、特に大衆に模範を示さなければならない地位にあるものが、規範を犯したりすることに強い憂いを示し、道元禅師の教えを引用して、「座禅をすれば善き人となる、名誉とか、地位とか、見栄とか、わがままなど、欲を克服するすべを覚えるのが座禅である」、「教えというものは実行するためにある。そのために高祖様（道元禅師）は黙って実行するところの坐禅をお勧めになった。黙って実行するということがいかに大切か」とも教えられました。

■略歴

- 1901年 (現)加西市下芥田町にて生誕
- 1915年 加古川市福田寺にて得度
- 1929年 福田寺住職に就任
- 1985年 永平寺副貫首
- 1993年 永平寺第78世貫首就任
- 2008年 逝去(享年106歳)

■加西市は、これまで4名に名誉市民の称号をお贈りしています。

(敬称略)

氏名	顕彰日	功績
故 後藤清一	昭和43年10月13日	三洋電機創業の工場長として、市の産業経済界の基礎づくりと進展に大きく貢献、更に市民福祉にも寄与された。
故 藤岡今治	昭和43年10月13日	和を基調とした政治理念をもって、旧富田村長、旧北条町長を歴任、郷土の地方自治発展のために尽力された。
故 増田義雄	昭和54年4月1日	板紙製造業界の第一人者で、経済、産業、文化の振興に大きく貢献。また、郷土の発展と福祉の向上のため、多額の浄財を寄贈された。
故 藤岡重弘	平成14年4月21日	加西市長として、4期13年7月にわたり、和を重んじつつ、市民本位の行政を推進、市の発展に大きく寄与された。

市では、このたびの名誉市民の称号授与を契機に、新たな名誉市民条例を制定するため、現条例を廃止する条例案を上程し、市議会で可決されました。今後は、価値観が多様化する中、対象者や時代にふさわしい内容を盛り込むべく、新条例制定に向けて検討を進めていきます。

【問合せ】 秘書課 ☎48701

(仮称)加西市開発調整条例素案に対するご意見(パブリックコメント)を募集

加西市の景観や自然環境は、市民共通の貴重な財産であり、これを守り後世に伝えることが私たちの責務であると考えます。しかし、土地利用や林地開発の中には、その開発内容が市や周辺住民に十分知らされることなく、関係法令の手続きが開始され、結果として貴重な景観や自然環境が失われる事例が少なくありません。

このような問題を未然に防止するためには、関係法令の手続きの前に、開発事業者が事前協議を行い、周辺住民への周知の手続きや、整備基準等を定めた条例が必要と考えます。

加西市では、市民の皆様との協働により、環境と景観のまちづくりを推進するために、(仮称)加西市開発調整条例素案を作成しました。

公表資料を閲覧のうえ、皆様のご意見をお寄せ下さい。

■公表資料閲覧場所

都市開発部都市計画課(市役所5階)、市ホームページ、市民会館、各公民館、地域交流センター、図書館

■意見募集期間

5月15日(金)から6月15日(月)まで。寄せられた意見と、それに対する市の考え方を7月中旬頃に公表する予定です。

■提出方法

住所、氏名、意見を明記の上、郵送、持参、FAX又はEメールで下記までお寄せ下さい。様式は自由です。

■意見書の提出及び問合せ先

〒675-2395(住所表記不要) 都市開発部都市計画課

☎0790-42-8753 FAX0790-42-1998 Eメール:toshi@city.kasai.lg.jp



緑化と建築物との調和を考慮した開発イメージ図

■(仮称)加西市開発調整条例素案の概要

■制定の目的

開発許可等の法令手続きの前に、開発事業者から市に開発内容をあらかじめ届け出てもらい、周辺環境と調和のとれた計画になるように協議をしてもらうことで、地元でのトラブルを未然に防止し、良好な住環境を形成することを目的としています。

■事前協議の対象となる開発事業

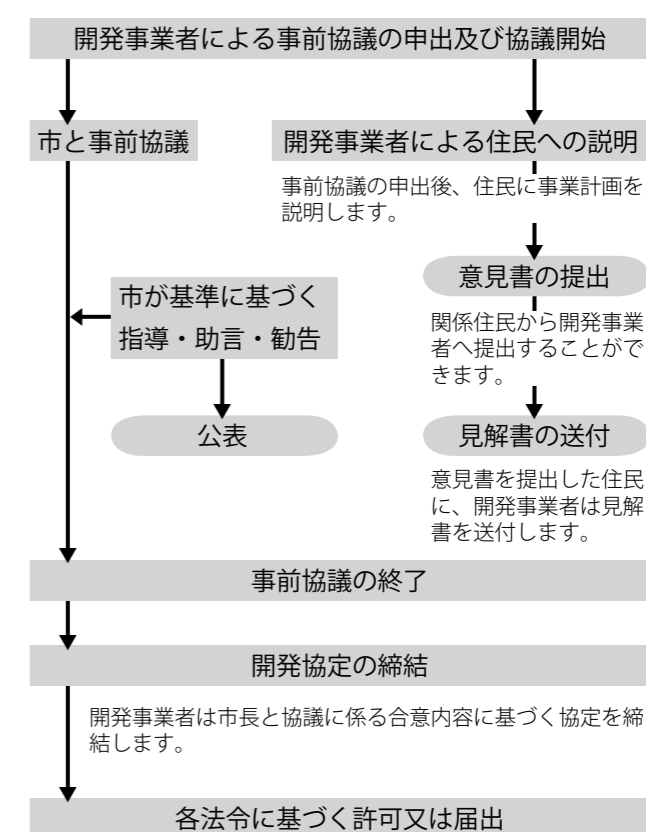
- ・主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う500㎡以上の規模の開発行為
- ・主として露天駐車場、建設資材その他の資材の保管等、土地そのものの利用に供する目的で行う500㎡以上の規模の開発行為
- ・高さが15m超又は建築面積が500㎡超の建築物の建築行為
- ・高さが15m超又はその敷地の用に供する面積が500㎡超の工作物の建築行為

■事前協議の基準

下記の基準等への適合を求めます。

- ・土地利用基本方針
- ・地域環境形成のための基準
- ・公共公益施設の整備基準

■開発事業に係る手続き



※詳細は、ホームページまたは公表資料をご覧ください。

【問合せ】 都市計画課 ☎48753